資料３

# 地方独立行政法人法改正に伴う年度計画及び年度評価の廃止

## １．従前の計画・評価

### ⑴　県立大学が定める計画

①　中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。（知事が認可する際には評価委員会への意見聴取が必要）

②　毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出なければならない。

### ⑵　評価委員会による評価

①　公立大学法人は、次の事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

| 区分 | 時期 | 評価を受ける事項 |
|---|---|---|
| 年度評価 | 各事業年度の終了後 | 当該事業年度における業務の実績 |
| 中間評価 | 中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度の終了後 | 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 |
| 期末評価 | 中期目標期間の最後の事業年度の終了後 | 中期目標の期間における業務の実績 |

②　評価を受けようとするときは、各事業年度の終了後３か月以内に、業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「業務実績等報告書」という。）を評価委員会に提出しなければならない。

## ２．法改正の概要

⑴　公立大学法人について、中期計画の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標（以下「指標」という。）を追加したうえで、年度計画及び年度評価、年度評価に関する業務実績等報告書の提出（以下「年度計画等」という。）を廃止（国立大学では、令和４年度から実施済）

（施 行 日：令和５年６月 16 日
経過措置：令和５年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行い、指標の追加は不要）

⑵　県立大学が今年度作成する第４期中期計画に指標を追加するとともに、第４期中期目標期間以降における年度計画等を廃止

## ３．今後の評価委員会における対応

- 年度計画等廃止後も、法定評価（中間評価・期末評価）に向けて進捗状況など把握が必要なことから、毎年度県立大学から評価委員会に対して中期計画に定める指標の達成状況及び取組状況等を報告する。
- 評価委員会において意見交換を継続することにより、中期計画の着実な遂行、中期目標の達成に繋げる。
- 報告項目の詳細については、県立大学と調整の上、年度内を目途に当該委員会に諮ることとする。

別紙

# 第３期・第４期計画及び評価スケジュール

| | | H30 | R１ | R２ | R３ | R４ | R５ | R６ | R７ | R８ | R９ | R１０ | R１１ | R１２ | R１３ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 第２期 | 第３期 | | | | | | 第４期 | | | | | | 第５期 |
| | | ６年目 | １年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 | ６年目 | １年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 | ６年目 | １年目 |
| 第３期 | 計画 | 中期計画認可<br>年度計画（R１）届出 | 年度計画（R２）届出 | 年度計画（R３）届出 | 年度計画（R４）届出 | 年度計画（R５）届出 | 年度計画（R６）届出 | | | | | | | | |
| | 評価 | | | 年度評価（R１） | 年度評価（R２） | 年度評価（R３） | 年度評価（R４）<br>中間評価 | 年度評価（R５） | 年度評価（R６）<br>期末評価 | | | | | | |
| 第４期 | 計画 | | | | | | | 中期計画認可（指標追加） | | | | | | | |
| | 評価 | | | | | | | | | （達成状況等報告） | （達成状況等報告） | （達成状況等報告） | 中間評価 | （達成状況等報告） | 期末評価 |

法定事項

# 第13次地方分権一括法による
# 地方独立行政法人法の改正について

令和５年６月
総務省自治財政局財務調査課

# 地方独立行政法人制度の概要

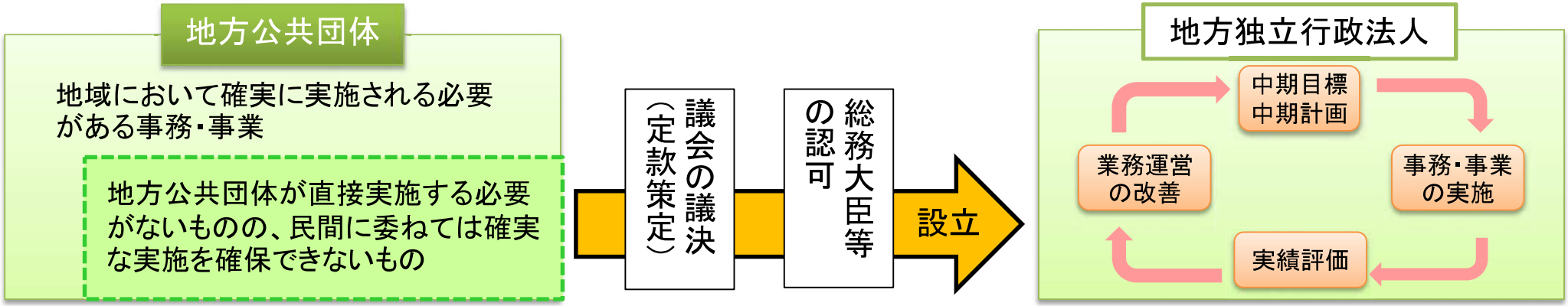


## 対象業務

①試験研究　②大学の設置・管理等　③公営企業相当事業　④社会福祉事業　⑤窓口関連業務　⑥公共的施設の設置管理

## 目標による管理と評価の仕組み

- 中期目標は、設立団体の長が議会の議決を経て策定
- 中期計画は、法人が作成し、設立団体の長が認可
- 年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出
- 毎事業年度終了後、法人の業務実績を設立団体の長が評価
- 設立団体の長は、法人に対して評価結果を通知・公表、議会に報告
- 法人は評価結果を中期計画、業務運営の改善等に適切に反映・公表
- 設立団体の長は、中期目標期間終了時までに、業務継続、組織存続の必要性等を検討・所要の措置を講じる

## 財産的基礎、財源措置等

- 法人は、必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならず、その出資者は地方公共団体に限る
- 法人の業務運営に必要な金額は設立団体から交付
- 法人が徴収する料金の上限は設立団体の長が議会の議決を経て認可
- 重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て認可

## 特例規定

- 公立大学法人、公営企業型地方独立行政法人、申請等関係事務処理法人は特例規定あり

## 解散の手続

- 法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣等の認可を受け解散し清算手続を行う

# 公立大学法人に関する主な特例

| | 公立大学法人 | 他の地方独立行政法人 |
|---|---|---|
| 法人の設立 | ○議会の議決を経て国等が認可<br>※都道府県が設立する場合は、総務・文部科学大臣の共同認可 | ○議会の議決を経て国等が認可<br>※都道府県が設立する場合は、総務大臣の認可 |
| 役職員の任命 | ○理事長＝学長とする（ただし、定款で定めるところにより学長を理事長と別に任命することも可）<br>○学長となる理事長の任命（解任）は「選考機関」の選考に基づいて行われる申出に基づいて設立団体の長が行う<br>○理事長でない学長についても、同様の手続きを経て、理事長が行う<br>○教員の任命についても、大学の意向を尊重する手続きを規定 | ○理事長の任命（解任）を設立団体の長が行う（必要に応じ、公募の活用に努める） |
| 運営組織 | ○運営組織を法令で規定<br>（具体的な構成員、審議事項は定款で規定）<br>・経営審議機関、教育研究審議機関を設置<br>・理事会などその他の機関については、設立団体の判断により、定款等で設置 | ○具体的な運営組織は定款等で規定 |
| 目標・評価 | ○設立団体の長が中期目標を策定（法人意見に配慮）<br>○中期目標期間は、6年間<br>○地方独立行政法人評価委員会が評価<br>○年度計画・年度評価は実施しない<br>○中期計画に、中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を記載<br>○中期目標期間終了時に業務継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたり検討 | ○設立団体の長が中期目標を策定<br>○中期目標期間は、3～5年間<br>○設立団体の長が評価<br>○中期目標期間終了時に組織の存続の必要性も含めて検討 |
| 身分 | ○非公務員型 | ○業務の内容により判断 |
| その他 | ○名称中に「公立大学法人」という文字を用いる<br>○設立団体は大学における教育研究の特性に常に配慮<br>○設立団体の長の認可を受けて債券発行や設立団体以外からの長期借入金が可能 | ○名称中に「地方独立行政法人」という文字を用いる<br>○債券発行や設立団体以外からの長期借入金はできない |

# 令和４年の地方からの提案等における提案団体からの意見

※提案団体：山形県、宮城県、神奈川県、長野県、大分県、山陽小野田市

公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うこととされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。

公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めて小規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に忙殺され、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。

また、設立団体側も、評価委員会の運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務本体は、約3ヶ月前の委員会開催調整等から始動し、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見徴取のほか、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会（１回あたり2時間半程度）にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。

# 国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

## 趣　旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

## 概　要

**1．中期計画の記載事項の追加並びに年度計画及び年度評価の廃止**

①中期計画の記載事項として、目標の実施状況に関する指標を追加する【第31条第２項第3号】

②年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止する【第２条第７項及び第31条の２第１項】

**2．国立大学法人等の組織体制の見直し**

**（１）学長選考会議の権限の追加等**

①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする【第12条第２項】

②同会議は、（３）③の報告を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができることとする【第17条第４項】

③同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができることとする【旧第12条第３項の削除等】

※大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても①～③と同様の措置を講ずる【第26条等】

**（２）指定国立大学法人の理事の員数の増加**

指定国立大学法人の理事は、２名まで増員できることとする【別表第一備考第３号】

**（３）監事の体制の強化**

①複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する【第10条第１項】

②監事のうち少なくとも一人は常勤とする【第10条第２項等】

③監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告することとする【第11条の２等】

**3．国立大学法人等による出資の範囲の拡大**

①指定国立大学法人のみに限定している研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能とする(③に関するものを除く)【第22条第１項第７号等】

②教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設等の他の大学、研究機関その他の者の利用の促進に係る事業者への出資を可能とする【第22条第１項第６号等】

③指定国立大学法人について、大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資を可能とする【第34 条の５第１項】

**4．国立大学法人の統廃合**【別表第一】

①国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合する

②国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合する

**施行期日**　令和４年４月１日（ただし、概要中４．のうち準備行為に係る規定は公布日)【附則第１条】

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第13次地方分権一括法案）の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和5年3月3日閣議決定
（総務省関係）

## 基本的考え方

◆ 平成26年から、地方分権改革に関する**「提案募集方式」を導入**

◆ 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの

※ 対応方針（抜粋）：「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。」

## 主な経緯等

平成25年

3月　地方分権改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）発足

平成26年

4月　地方分権改革に関する提案募集の実施方針　決定

（以後、第5次～第12次　一括法成立）

令和4年

7月中旬　提案団体からのヒアリング

8月上旬　関係府省からの1次ヒアリング

10月中旬　関係府省からの2次ヒアリング

11月11日　地方分権改革有識者会議「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承

12月20日　地方分権改革推進本部において、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」決定

〃　同方針を閣議決定

令和5年

3月3日　「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

## 法改正事項の概要

**地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等**

① 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に
（災害対策基本法）

② 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し
（交通安全対策基本法）

③ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）

④ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律**（他5法律※）**に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に
**※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法**
（住民基本台帳法）

⑤ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）
（地方独立行政法人法）

⑥ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に
（戸籍法）

⑦ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に
（建築基準法）

# 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）（地方独立行政法人法）

（施行日：公布の日）

## 現行

〇**公立大学法人**においては、以下の事項が**毎年度**義務付けられている

・**年度計画**の作成
・業務実績報告書を作成し、評価委員会の**年度評価**を受ける（設立団体の長の附属機関）

※国立大学法人においては、
年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

### 支障

〇公立大学法人：
中期計画（6年）があるにもかかわらず毎年の策定は負担

〇地方公共団体（設立団体）：
年度評価に係る事務負担が大きい

教育の質の向上や地域貢献に十分に取り組めていない

## 見直し後

〇国立大学法人の例を踏まえ、
**年度計画及び年度評価を廃止**（※）

中期計画の期間中の評価が6回→2回に

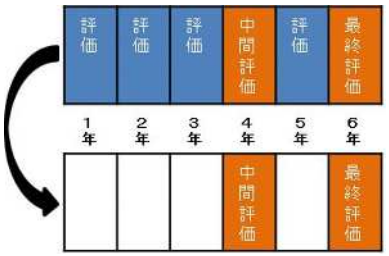


（※）年度計画の廃止に伴い、中期計画の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

### 効果

〇地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点としての業務を行うことができる

公立大学が本来の役割に資する業務に一層取り組むことが可能に！